

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)

八幡市
令和 6年 4月

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表	3
2 通所型サービス(独自)サービスコード表	4
3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	6

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 事業対象者・要支援1・要支援2 1176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 要支援1・要支援2 2349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 要支援2 3727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	1回あたりのサービスコードは使用しません				7
A2	2511	訪問型独自サービス22					9
A2	2621	訪問型独自サービス23					0
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	短時間のサービスコードは使用しません				3
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 事業対象者・要支援1・要支援2 12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 要支援1・要支援2 23単位減算		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 要支援2 37単位減算		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	1回あたりのサービスコードは使用しません				1
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	短時間のサービスコードは使用しません				1
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	短時間のサービスコードは使用しません				1
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		③短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	1回あたりのサービスコードは使用しません				1
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	1回あたりのサービスコードは使用しません				1
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	1回あたりのサービスコードは使用しません				1
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割		日割の場合	59	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス12		要支援2	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割		日割の場合	119	1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス21	1回あたりのサービスコードは使用しません			6	1回につき
A6	1123 通所型独自サービス22	1回あたりのサービスコードは使用しません			7	1回につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18	-18	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2	36	-36	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18	-18	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2	36	-36	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1	-1	1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	376	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752	-752	1月につき
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		1回あたりのサービスコードは使用しません			
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47	-47	片道につき
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100	100	1月につき
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225	225	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240	240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50	50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200	200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480	480	
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅠ	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480	480
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅡ			運動器機能向上及び口腔機能向上	480	480
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅢ			栄養改善及び口腔機能向上	480	480
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	700
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算		リ 事業所評価加算		120	120
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ			要支援2	176	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			要支援2	144	144
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			要支援2	48	48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅡ			運動器機能向上加算を算定している場合	100	100
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20	1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40	40	1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超						

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	1回あたりのサービスコードは使用しません				1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠						

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスである。

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442	1 月につき
AF	1006	介護予防ケアマネジメント・虐待	事業対象者・要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算 438 単位	438	
AF	1007	介護予防ケアマネジメント・虐待・業未	442 単位	4 単位減算 業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434 単位	
AF	1008	介護予防ケアマネジメント・業未		業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438 単位	
AF	1002	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
AF	1004	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300	

※網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。

また、合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせて合成単位数を規定するといったことも可能とする。